

事業主（給与支払者）は全ての従業員の給与から
個人住民税を引き去り（特別徴収）により納める義務があります。
特別徴収についてみなさまにもっとご理解いただけますよう、
このパンフレットを通じて説明していきます。

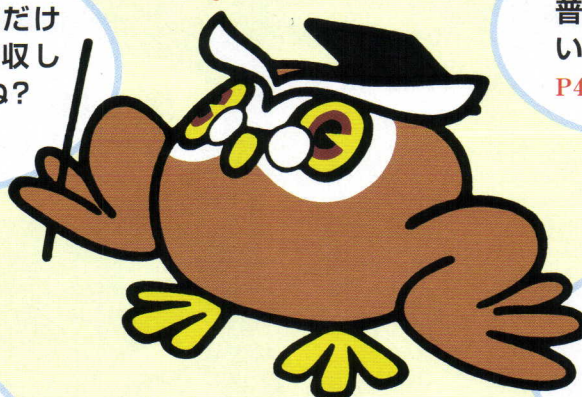


そもそも、
特別徴収って何？
知らないよ！
P4のQ1へ



特別徴収って
しなくちゃ
いけないの？
P4のQ2へ

さあ、先生がみんなの
疑問に答えていくぞ！



個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生



従業員は家族だけ
だから特別徴収し
なくていいよね？
P4のQ3へ



パートやバイトは
普通徴収で
いいのよね？
P4のQ4へ



どんなときに
特別徴収しなけれ
ばならないの？
P5のQ6へ



従業員が少ない
から普通徴収しか
やってないよ！
P4のQ5へ

従業員の就退職が
多くて、どうやって
いいかわからない！
P5のQ9へ



特別徴収の
メリットって何？
P5のQ7へ



従業員から普通
徴収で納めたいと
言われますが…
P5のQ10へ



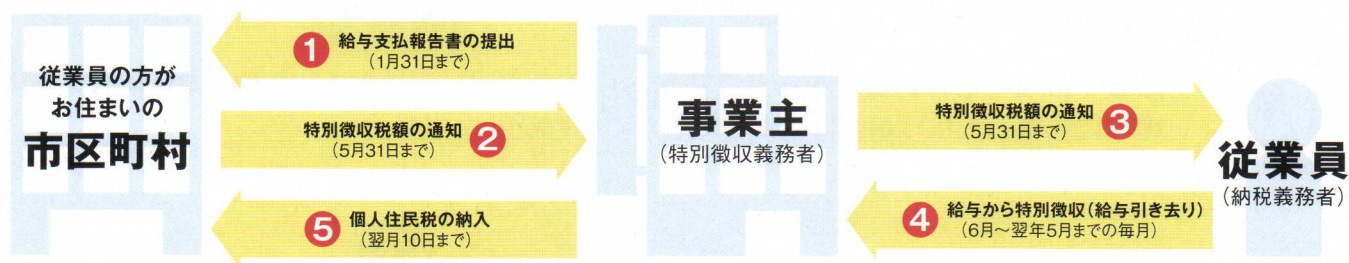
個人住民税 特別徴収の概要



個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことです。
- 給与引き去り（給与天引き）による納入を「特別徴収」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「普通徴収」といいます（年4回）。
- 従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます。

